

生活福祉資金貸付制度 ※1

教育支援資金のご案内

教育支援資金は、世帯の将来的な自立につなげることを目的に、低所得世帯に属する人の就学や進学を支援する制度です。



※1 …生活福祉資金貸付制度

生活に不安を抱えた低所得者、障がい者および高齢者世帯に対して、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする制度です。群馬県社協が実施主体で、みどり市社協は相談・受け付け窓口となります。

	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	連帯借受人	連帯保証人
教育支援費	高校 月3.5万円以内	卒業後 6ヶ月以内	10年 以内	無利子	必要	原則不要
	高専・短大 月6.0万円以内					※但し、連帯借受人の世帯状況によっては必要
	大学 月6.5万円以内					
就学支度費	50万円以内					

※限度額は目安であり、実際の貸付金額、期間等については群馬県社協が審査、決定します。

留意事項

- (1) 貸し付けを希望される場合は、面談を実施しますので社協まで問い合わせください。面談日程を調整します。
- (2) 面談では、世帯の状況等を確認し、助言や申請のお手伝いをします。
※面談の結果、ご希望に添えない場合もあります。
- (3) 複数回の面談をした後、書類受理となります。書類受理後から決定までの目安は1ヶ月程度です。
- (4) 合格発表前の申請も可能です。

詳細については社協まで問い合わせください。 社協本所 76-4111

福祉カレンダーを配付しています

困ったときの相談窓口の連絡先を記載した福祉カレンダーを、見守り活動をかねて各地区の民生委員から70歳以上のひとり暮らし高齢者へ配付しています。

このカレンダーは、市民のみなさんから寄せられた地域歳末たすけあい募金を活用し作成しました。

希望者には社協本支所にて無料で配付しています。

ひとり暮らし高齢者でなくても配付していますので、ぜひご家庭で活用ください。なお、数に限りがありますので、なくなり次第終了となります。

